

平成 29 年 3 月 14 日
教 育 指 導 課

区立学校教職員の服務事故に伴う処分について

区立学校教職員の服務事故について、東京都教育委員会より処分の発令がなされたので、報告する。

- 1 校 種 中学校
- 2 職 名 校 長（当時他地区副校長）
- 3 年 齢 58 歳
- 4 性 別 男 性
- 5 処分内容 戒 告
- 6 発令年月日 平成 29 年 2 月 27 日
- 7 処分理由

当時勤務校において、指定検査職員という立場にあつたにもかかわらず、平成 25 年 9 月 17 日から平成 26 年 4 月 1 日頃までの間、前途金で購入された物品等の検査を怠り、同校主事が、以下の行為を行う事態を招いた。同校主事は、平成 25 年 9 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日頃までの間に、当時勤務校において、3 回にわたり、私的に購入した物品を含む物品の購入代金に係る領収書を偽造し、同領収書を使用して、前途金合計 36,003 円を横領するとともに、2 回にわたり、本来支出すべき科目と異なる科目で経費を支出する目的で、業者に対して、請書に虚偽の内容を記載させ、同請書どおりの契約を締結する旨の起案書を作成し、教育委員会に提出した。